

平成30年度 たすけあいサービス事業費補助金

1 補助の目的

日常生活の支援を必要とする高齢者等に対し、地域の多様な生活支援が効果的に提供されるよう、住民主体によるたすけあい（生活支援）サービスを実施する団体（以下「生活支援団体」という。）に対して補助することにより、地域の支えあい活動の増進を図ります。

2 共通要件

- (1) 営利活動、政治活動又は宗教活動を主たる目的としない団体が実施する事業であること。
- (2) 会則等を規定し、団体の活動目的を明示している団体が実施する事業であること。
- (3) 市内に活動拠点があり、5名以上の構成員のいる団体が実施する事業であること。
- (4) 住民主体により実施していると認められる事業であること。
- (5) 居宅要支援被保険者等その他高齢者を主たる利用の対象とする事業であること。
- (6) 介護予防ケアマネジメントにより、ケアプランに訪問型サービスBとして位置付けられることを承諾する団体であること。
- (7) 平成30年4月1日時点で利用者（利用登録者を含む）が1名以上あること。但し、立ち上げ準備補助金は除く。
- (8) ゴミ出し、掃除、除草、通院介助、その他の日常の自立した生活を支援するサービスを提供する事業であること。但し、町会・自治会・区・管理組合等のエリア、コミュニティエリアを対象とする団体で、ゴミ出し等、支援内容が限定している場合は、将来的に支援内容の幅を広げていく予定があること。
- (9) 支えあい会議に参加し、連携して実施する事業であること。
- (10) その他、法令に係る必要な手続きを行っていること。

3 種類別要件と補助金額

- (1) 「町会・自治会・区・管理組合等のエリア」を対象とした生活支援団体

要件	町会・自治会・区・管理組合を主たる活動エリアと認められる団体。
補助金額	上限3万円。運営に必要な経費。（一時的な経費も含む）

- (2) 「コミュニティエリア」を対象とした生活支援団体

要件	当該コミュニティエリア内の半数以上の複数町会を主たる活動エリアと認められる団体。
補助金額	上限10万円。運営に必要な経費。（一時的な経費も含む）

- (3) 「コミュニティを超えるエリア」を対象とした生活支援団体

要件	2つ以上のコミュニティエリアを主たる活動エリアで、前年度に年250時間以上の提供実績と平成30年4月1日時点で1月あたりの利用者数が5名以上あると認められる団体。
補助金額	上限30万円。次の2つの方法により算出したものの内、いずれか低い方を上限。運営に必要な経費。（一時的な経費も含む） ① 10万円＋提供時間数加算 250時間を超える毎に2万円 ② 10万円＋対象利用者数加算 ア) 対象利用者が6名以上10名以下 10万円 イ) 対象利用者が11名以上 20万円 【対象利用者数】平成30年4月1日時点で介護保険の要支援1・2の者もしくは基本チェックリストの基準に該当する者

(4) たすけあいサービスを立ち上げる団体（立ち上げ準備補助金）

要件	生活支援団体を立ち上げ、たすけあいサービスを実施すると認められる団体。
補助金額	①「町会・自治会・区・管理組合等のエリア」を対象 上限3万円 ②「コミュニティエリア」を対象 上限10万円 ③「コミュニティを超えるエリア」を対象 上限10万円 立ち上げに係る経費。上記(1)～(3)の補助金との併用はできません。

4 対象経費

対象経費（例）	対象外経費（例）
① 作業に必要な道具 （軍手、マスク、鍵、高枝切鋏等） ② 作業着、エプロン ③ 受付用携帯電話・通話料 ④ 文房具等 ⑤ コーディネーターの人件費 ⑥ 保険加入料 ⑦ 10万円未満の改修工事 ⑧ 会議費（お茶やお菓子程度まで） ⑨ サービスの周知に要する経費	① たすけあいの担い手の人件費 ② 10万円以上の改修工事 ③ 食糧費、慶弔費、記念品等

5 申請方法・審査

- (1) 申請受付期間内（平成30年4月2日～6月8日）に、窓口へ持参（要予約制）。
- (2) 申請受付時に書類審査を行います。必要に応じて、ヒアリング等を行う場合があります。

6 審査結果と補助金交付

審査結果は平成30年6月下旬、補助金交付はそれ以降を予定しています。
交付決定後に請求書の提出が必要です。

7 その他（注意事項等）

- (1) 「補助金を目的以外に使用したとき」「本来の趣旨と逸脱」「補助事業が実施されなかった」「事業報告、収支決算報告が適切に行われなかった」「その他本会が不相当と認めた」場合は、補助の取消・返還となります。
- (2) 事業年度終了後、本会が定める期間内に「実績報告兼精算書」、「事業報告書」、「決算書」の提出が必要です。
- (3) 事業年度終了後、補助金に残額が生じた場合は、精算（返納）が必要です。
- (4) 補助金は、予算の範囲内で交付します。
- (5) 補助要件は、補助率や上限額等を見直すことがあります。

8 申請窓口・問い合わせ

社会福祉法人柏市社会福祉協議会 地域福祉課体制整備グループ
〒277-0005 柏市柏5-11-8 介護予防センターいきいきプラザ1階
電話04-7163-1200